

平成25年 6 月定例会 防災対策特別委員会（事前）

平成25年 6 月 7 日（金）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時44分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。内容は6月3日から6月4日まで東京都港区役所、東京消防庁及び埼玉県庁を訪問し、ケーブルテレビ回線を利用した防災情報の伝達、高層建物における災害時の避難対策及び震災時の川の消火基地の整備について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 特定活断層調査区域（案）について（資料②）
- 設計津波（L1津波）の水位の公表について（資料③）

三宅危機管理部長

6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、危機管理部から御説明させていただきます。

お手元にお配りしております委員会説明資料の1ページをお開き願います。

危機管理部における6月補正予算案といたしまして、表の補正額の欄、最上段に記載のとおり100万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は6億5,875万7,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。続きまして、2ページをお開き願います。

補正予算の主要事項について御説明申し上げます。南海地震防災課についてであります。震災に強い社会づくり条例に基づく活断層に関する土地利用の適正化について、県民の方々に正しく理解していただくため、周知啓発活動を実施する特定活断層周知啓発事業に要する経費として100万円を計上いたしております。

続きまして、12ページをお開き願います。

平成24年度繰越明許費繰越計算書でございまして、南海地震防災課の所管する防災対策指導費の状況を記載いたしております。当該事業につきましては、平成25年2月定例会におきまして繰越予算額の議決をいただいたところであり、翌年度繰越額につきましては5,897万8,000円となっております。今回、繰越しをいたしました事業につきましては早期の事業完了に努め、事業効果を発現できるよう最善の努力をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。

なお、この際、1点御報告させていただきます。

お手元に御配付の委員会資料（その1）を御覧いただきたいと思います。

特定活断層調査区域（案）の公表についてであります。この区域につきましては、震災に強い社会づくり条例に基づき、特定施設の新築等を行う場合に、活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域として指定しようとするものであり、去る5月12日にその案を公表させていただいたところでございます。公表から約3か月半の周知期間を経まして、8月30日に区域の指定を県報で公示し、土地利用規制を開始する予定といたしており、現在、県民の方々や関係団体に対しまして、規制の内容や開始時期の周知を図っているところでございます。今後は、今議会に補正予算として提案させていただいております特定活断層周知啓発事業を活用いたしまして、周知啓発資料の作成、配布あるいは専門家を招いた活断層に関する講演会の開催など、県民の皆様に条例の趣旨について十分御理解いただけるよう、より一層の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

小谷保健福祉部長

6月定例会に提出を予定しております保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

総括表の上から2段目、保健福祉部といたしまして4億1,054万4,000円の補正予算をお願いいたしております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

主要事項でございますが、保健福祉部のまず医療政策課関係です。医療費の摘要欄①のア、医療施設耐震化臨時特例基金積立金3億3,100万円につきましては、大規模地震等発生時における医療提供体制の維持を図るため、医療施設耐震化臨時特例基金を積増いたしますとともに、同基金を活用し、美波町立病院の耐震化の促進を図るものでございます。

次に、こども未来課の児童福祉施設費の摘要欄①のア、保育所整備事業費補助金7,954万4,000円でございますが、安心して子供を育てることができるよう体制を整備するため、待

機児童の解消はもちろん、安心できる施設整備のために補助を行うものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

債務負担行為についてでございます。医療政策課所管の医療施設耐震化整備事業及び地域医療再生計画事業でございますが、美波町立病院の耐震化工事等に対し、医療施設耐震化臨時特例基金、また地域医療再生基金を活用して補助を予定いたしており、平成26年度から27年度までを期間として、それぞれ限度額3億3,400万円及び6億5,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。こども未来課及び障害福祉課で所管いたしております2事業合計で8億456万3,000円を繰り越しており、鋭意その事業進捗に努めているところでございます。

6月定例会の提出予定案件の説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

吉田農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、上から3段目に記載のとおり、農林水産部といたしましては1,100万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は87億3,750万9,000円となっております。補正後の財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

次に、5ページを御覧ください。

農林水産部関係の主要事項でございます。水産課と農業基盤課関係につきまして、上から2段目の（目）漁港建設費の摘要欄①と下から3段目の（目）土地改良費の摘要欄①のア、マル新、「L1津波対策」海岸施設等整備計画策定事業といたしまして、設計津波の水位の公表に伴いまして事前防災・減災対策を推進するため、県土整備部と連携いたしまして施設整備の基本となる海岸保全基本計画を改定する経費といたしまして、それぞれ水産課で1,000万円、農業基盤課で100万円の増額補正をお願いいたしております。水産課合計といたしましては5ページの補正額の欄に記載のとおり1,000万円の増額、農業基盤課合計といたしましては6ページの補正額の欄に記載のとおり100万円の増額となっております。

続きまして、14ページを御覧ください。

平成24年度の農林水産部の繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計におけます各課別の繰越明許費の状況を記載しております。水産課、農業基盤課そして15ページの森林整備課の3課で農林水産部の合計といたしまして、最下段に記載のとおり66億2,752万1,300円と繰越額が確定いたしましたので、御報告させていただきます。これらの事業につきましては事業効果を発現できますよう、早期の完成に向け、最善の努力をしてまいり

たいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

以上で提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

原県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料 1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、下から 4 段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては今回 5,735 万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 225 億 1,240 万 7,000 円となっております。また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、7 ページをお開きください。

補正予算に係る各課別の主要事項の説明でございます。まず、住宅課でございます。木造住宅の安全・安心な耐震リフォームを促進するため、住宅所有者とリフォーム業者のマッチング、助言を行う耐震リフォーム・コンシェルジュの派遣等に要する経費として、735 万円の補正をお願いしております。

続きまして、河川振興課及び次の 8 ページ記載の運輸政策課におきましては、マル新、「L 1 津波対策」海岸施設等整備計画策定事業といたしまして、設計津波の水位いわゆる L 1 津波の水位の公表に伴い、南海トラフの巨大地震を迎え撃つ事前防災・減災対策を推進するため、施設整備の基本となる海岸保全基本計画等の策定に要する経費として、それぞれ河川振興課 4,000 万円、運輸政策課 1,000 万円の補正をお願いしております。なお、L 1 津波の水位の公表につきましては、後ほど概要を御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、11 ページをお開きください。

平成 24 年度継続費繰越計算書でございます。道路整備課所管の園瀬橋上部工架設事業につきましては継続費により事業を進めております。平成 24 年度継続費予算現額の計欄 2 億 5,000 万円に対しまして、その三つ横にあります翌年度通次繰越額 6,000 万円が通次繰越となったものでございます。

次に、16 ページから 18 ページにかけましては、県土整備部関係の平成 24 年度繰越明許費繰越計算書でございまして、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。繰越明許費につきましては平成 25 年 2 月定例会におきまして、繰越予定額の議決をいただいたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努めまして、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。6 課の翌年度繰越額の合計額につきましては 18 ページの合計欄でございます。209 億 9,764 万 1,600 円となっております。

続きまして、19 ページを御覧ください。

流域下水道事業特別会計におきましては 5,934 万円の繰越額となっております。

次に、22ページをお開きください。

平成24年度事故繰越し繰越計算書でございます。表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載しておりますとおり1,346万3,000円の繰越額となっております。これら繰り越しました事業につきましては事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で提出を予定しております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

設計津波（L1津波）の水位の公表についてでございます。

お手元の資料（その2）を御覧ください。

設計津波の水位は100年から150年の頻度で発生する津波、いわゆるL1津波に対しまして海岸保全施設整備の根拠となるものでございまして、去る3月29日に南海トラフ巨大地震の影響を受ける地域で初めて公表したところでございます。この設計津波の水位は県内の沿岸を25の地域海岸に分けまして、過去の津波の記録やシミュレーションなどを基に各地域海岸ごとに設定を行っております。この結果、設計津波の水位に対しまして、既設の海岸保全施設の延長145.9キロメートルのうち約35パーセントの施設で高さが不足しております。また、阿南以北と橘以南の状況につきましては下段の表に記載のとおりでございます。今年度、海岸保全基本計画の見直しを行い、その後、避難時間の確保に必要な高さに対する海岸保全施設のかさ上げ等から取り組んでまいりたいと考えております。

県土整備部からの報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東病院局長

それでは、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の23ページをお開きください。

平成24年度の病院事業会計継続費繰越計算書でございます。三好病院高層棟改築等事業につきましては、平成25年度までの継続費として総額51億3,000万円をお認めいただいているところでございます。平成24年度の予算現額は8億6,688万3,000円となっておりますけれども、このうち平成24年度中の執行額、支払義務発生額が7億6,501万2,000円となったことから、表の中ほど翌年度通次繰越額に記載のとおり1億187万1,000円を繰り越しております。繰越理由につきましては緩和ケア病棟の整備に伴う設計変更に際し、関係機関との調整に日数を要したことによるものでございます。なお、工事は現在順調に進捗しております。当初予定の今年度末の完成に向けまして、鋭意努力をいたしております。

提出予定案件につきましては以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

小原副教育長

それでは、6 月定例県議会に提出を予定いたしております教育委員会の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の 1 ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から 3 段目に記載のとおり 204 万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 33 億 1,748 万 4,000 円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9 ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費の①青少年教育費といたしまして、新たにアの防災学習キャンプ推進事業では、学校、家庭、地域における防災生涯学習を推進するため、防災学習キャンプを行うための経費といたしまして 204 万円を計上いたしております。

次に、20 ページをお開き願います。

平成 24 年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成 24 年度から平成 25 年度への繰越明許費につきましては、本年 2 月定例県議会におきまして繰越予定額の御承認をいただいておりますが、今回、御承認をいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。施設整備課所管の高校施設整備事業費及び特別支援学校施設整備事業費におきまして、合計 17 億 8,103 万 8,500 円に確定いたしましたので御報告いたします。

以上、6 月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

西岡警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出予定案件について、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の 21 ページをお開きください。

平成 24 年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、本年 2 月定例会におきまして繰越予定額の承認をいただいておりますが、今回、自動車運転免許センター等整備事業費の繰越額が 5,476 万 7,055 円に確定いたしましたので御報告いたします。この事業は当初の予定どおり今年度で完成いたします。したがって、繰り越した事業につきましては事業効果が発現できますよう努めてまいりたいと考えております。

以上で警察本部関係の提出予定案件についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

西沢委員長

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり 1 日につき答弁を含めおおむね 40 分とし、

委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

ただいま御説明いただきました防災対策の関係予算でございますけども、この11ページ以降、繰越額の一覧がございますが、私も長い間させていただいて、たまにこんなことがあるなと思うんですけども、かなり繰越額が各部とも多いですね。これだけ部が多いので、一つ一つ部に答弁してくださいというのは時間もないですし、だけでも恐らく一つ一つのことに理由があるんだろうと思うんで、皆さん方からしたら一つ一つこれはこういうことで繰越しをさせてもらってるんですっていうようなことなんだろうと思うんです。なので、なかなか全部御答弁くださいって言う困るなというふうに私も思います。

ただ、極めて大きな繰越額がある所もあるんですよ。例えば、13ページの保健福祉部なんかは10億円のうち8億円が繰越しとか、農林水産部の場合は104億8,000万円のうち66億2,000万円とか、また県土整備部につきましては304億5,000万円のうち209億9,000万円が繰越しだとか。これなんかは突出してるんですけども、事業費からすると県土整備部なんかは3分の2が繰越しになってますよね。それから農林水産部でも100億のうち66億といったら約7割は繰越しという、これはちょっと多すぎるのではなかろうかなと思うんですけども、結局これは2月の議会で承認はしてるということなんですけども、非常に多い。これは、景気が上向きかけてるということもあるんでしょうけども、まだまだ徳島県にはその景気上昇の余波が来ていない状況の中で、徳島県が行う事業というのが執行されないと景気にもつながってこないし、それぞれ理由はあるんだろうと思うんですけども、ちょっと多すぎると思います。

代表して農林水産部と県土整備部の方には細かいことは結構ですけども、これだけ大きな繰越しになった理由と今後の決意ですね。繰越しになったからもういいんだということじゃなくて、この繰越しを早く執行していただくということがやっぱり本来の姿であるべきだと思うんですが、その決意を簡単に結構ですから、御答弁いただきたいと思います。

峯本農村整備振興局長

農林水産部は、委員御指摘のとおり、66億円余りの繰越しが確定したという状況になってございます。理由といいますのは、2月議会のほうでも御説明させていただきましたけれども、国の1月の大型補正に対応して、その分の繰越しのウエートが非常に大きいということでございまして、ちなみに66億円のうちの44億円余りが補正分の繰越しというふうなことでございまして、ただ、県にとりまして14か月予算というふうなことで、14か月掛けてじっくりやったらいいというのではなくて、景気対策と防災対策の推進、そういうふうなものを目的とした補正という理解をしておりますので、14か月といいつつ早期に

発注して、切れ目なく工事をやっていくという決意で取り組んでいるところでございます。できるだけ早期に契約いたしまして、早期に執行もさせていただくという決意でがんばっておりますので、よろしくお願いいたします。

原県土整備部副部長

県土整備部におきましても今年度、繰越しが約 210 億円でございます。農林水産部のほうからお話がありましたように、2 月補正で繰り越した額が 122 億円ということで、そういうこともありまして、今回かなり多額の繰越しをさせていただいております。県土整備部におきましても事業の執行に当たっては、地元用地交渉等あるいはいろいろな事業を実施する上での周辺住民の皆さんとの調整もでございます。このため、いろいろ進行上、繰り越すことも多々ありますが、今後も例えば用地買収のストックを持つとか、調整についても事前に適正にやって、その円滑な事業の執行、発注ができるような取組を今後とも引き続きやっていきたいというふうに思っております。そういう意味で、今回かなり多く経済対策ということで、私ども円滑かつ迅速な発注に心がけて、景気浮揚のために精いっぱい努力したいと思っております。そういう意味で今回繰り越した事業につきましても、早期に完成できるように精いっぱいがんばりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大西委員

ほかにも多分、率は今の二つの部よりも小さいということはあるんだろうと思うんですが、二つの部が突出してるんで、二つの部の方に理由と決意を述べてもらいました。二つの部とも本当にどんどんやっていただかないと、エンジンが回らなかったら、なかなか徳島県の経済も回っていかないということもありますし、防災・減災のための予算を国の大型の補正予算で付けたということについては、南海地震をはじめとして三連動地震や南海トラフ巨大地震が想定されている中で、できるだけ早く対策を執ってくれということでございますので、ぜひとも今の決意を具体的に表して、事業がどんどん進んでいるということで、今後も報告できるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと私、今日は事前ではありますけれども、このあいだ、5 月末に発表された政府の中央防災会議の作業部会で南海トラフの最終報告が出されたという記事があって、各新聞とも 2 面、3 面使って報道されておりました。それを見て、私もこれは今まで議論してきた、あるいは想定してきたものと全く違うことが最終報告に載っているの、これは県の防災担当の方々がどういうふうに考えられているのか。これはこの機会にお聞きしておきたいなと思っておりますので、質問させていただきます。

それは、今申し上げました作業部会の最終報告ですが、最終報告のポイントとしては、予知は困難、避難所は弱い立場の人の受入れを優先、被災が軽い人には帰宅を促すトリアージ、選別を検討する、事前の防災対策を強化し、家庭備蓄を 1 週間分以上に拡大、役場・学校・病院などで津波の危険が大きい施設は計画的に避難、防波堤・避難路整備などハ

ード面と避難訓練などソフト面の両方で対策，防災対策を推進する国・自治体などの協議会を法制化というふうな主な内容の最終報告でございます。それで，この中で一番目の予知は困難というのは，そのとおりなのかなと思います。厳格に言ったら予知はできないということなんでしょうけども，避難所は弱い立場の人を優先する，そして選別して，想定として一旦避難所に来られても被害が軽い方，あるいは，けがとかされてない方は家に帰ってくださいということをしてくれということなんですよね。

これは今まで県で考えられてましたか，そういうことを。考えてないと思うんですよ，私は。それで現実的にこういう最終報告が出たわけですけども，県としてはどう考えているんですか。確かに冷静になって考えると，それはその地域の方が全員集まると，私の所は城東小学校ですけども，城東小学校に全員集まっていくと，その住民が入り切らないのは当たり前なんですよね。だけども，だからといってこういう選別をして，避難所にはこの人たちだけが残ってくださいということができるのか，できないのか。あるいは，一旦集まってきた人に，あなたは帰ってください，あなたは残ってくださいということが行政としてできるのか。こういう問題があると思います。これについてまず感想をお聞きしたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

本年の 3 月 18 日に国から公表されました被害想定，第二次でございますけれども，避難者が大量に発生いたしまして，通常想定している避難所だけでは到底不足するということが想定されておるという事情もございます，今回の最終報告におきましては避難者の選別といいますか，トリアージという考え方が盛り込まれたのではないかとというふうに考えております。このトリアージにつきましては，南海トラフ巨大地震といった超広域の大規模災害に対する備えといたしまして，今後さまざまな角度から個々に検討する必要があるということは理解しております。

これまでの避難所の運営の考え方からいたしますと，まず発災直後あるいは発災から数日という考えで時系列に考えますと，数日後におきまして避難所を確保する方策としては，こういった考えも一つあるのではないかと，検討されるものではないかと思っておりますけれども，発災直後の一時避難所等の運営といたしましては非常に難しいことも多いのではないかとというふうに考えております。といいますのは，実施に当たりましては避難所の実際の受入れの基準でありますとか，現場で運用されている方がどういった形で選別していくかという具体的な実施段階での問題，それから避難が必要ない方は自宅のほうでという形で書かれておりますけれども，こういった場合に自宅の被災建築物の応急危険度をどうやって判定するかなど，ちょっと考えただけでも幾つか懸念される課題があるものと考えられますので，これは最終報告でございますが，今後，実際の対策に向けていろいろ調整すべき部分もございますので，そういった点も踏まえて十分検討してまいりたいというふうに思います。

大西委員

今、中身の事のコメントもされまして、県としては今後これをどうするかを検討していきたいということでした。

それともう一つは、防災対策を強化する、家庭での食料備蓄を 1 週間分以上に拡大するというのを国が進めていくということなんですけれども、そうするとテレビではこんなすごい、机に乗り切らないぐらいの食料になるということなんですよね。通常に食べる量で換算するとすごいということなんで、遭難したりするとチョコレート一つで 1 日過ごしたりということもあるだろうから、何が適正な量なのか分かりませんが、とにかく、今までは、たしか私の記憶では、被災して三日分ぐらいは家で食料を持っててくださいよというような要請が行われてたような気がします。これを国が 1 週間分以上、最低 1 週間分は備蓄してくださいと、食料を。これは大変なことだと思うんですよ。スペースとか三日分でも賞味期限が切れたとか、そういうのがあって、これを使っていかなきゃいけないとかあるわけで、1 週間分だとそれをまたどんどん消費していかなきゃいけないということになってきたら、一、二年に 1 回、1 週間分の非常食を食べなきゃいけないということにもなるのかなと思うんですけども。

それで、これを県としては、国が発表したように 1 週間分以上の備蓄をしてくださいということを県民の皆さんに求めていくんですか。それともう一つは、県民に求めるということは、つまり県や各市町村が備蓄する食料を 1 週間分にするということですよ、多分。県民に 1 週間分家庭で備蓄してくださいよって言うてるのに、県や市町村は 1 週間分ありません、3 日ですということは、私はありえないんだろうなと思うんです。その点、今後どうされるのか、お聞きしたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

今回の最終報告の中に、委員御指摘の 1 週間分以上の備蓄、すなわち本文におきまして、発災直後は特に行政からの支援の手が行き届かないことから、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を 1 週間分以上確保するなど細かい具体的な対応を推進する必要があるというふうに記載されております。これを受けまして、県として県民あるいは市町村に対して、こういった方針で対応するのかという御質問でございますが、まず備蓄の考え方につきましては、本県の地域防災計画におきまして基本的な考えを示しております。

一つは、県民の方につきましては、まず自らの命は自らが守るという基本理念のもとで備蓄する、自助とも言われます。それから、市町村の役割といたしましては、被災により家屋が倒壊することによりまして備蓄物資の確保ができなかった場合、被災者のための物資を市町村は備蓄するという役割でございます。また、県は広域的な調整活動を行う役割が主でございますので、そういった市町村の備蓄を補完する。そういった考えで備蓄を行っております。県といたしましては過去の経験からも最低でも、委員御指摘のとおり、三日分以上の備蓄確保というのをこれまで普及、啓発してきたところでございます。

今回の最終報告で出されました 1 週間分以上の備蓄ということでございますが、非常に唐突な感はありますけれども、この南海トラフの巨大地震では、これまで想定のベースとなっておりました東南海、南海地震と比べますと、極めて被害が超広域、甚大なものです。ということからも、他地域からの支援も十分行き届かない面も当然ございますので、ある程度長期的な家庭備蓄の必要性というものは、当然検討したのではないかという感想を持っています。現在、それに対してどう考えるかということでございますが、これにつきましては今、県と市町村との間で今年 5 月に災害時相互応援連絡協議会という組織を立ち上げまして、その中で備蓄・輸送計画というのを策定することにしております。そういうことでございますので、今回の最終報告の 1 週間分以上の備蓄という考え方もこの中で踏まえながら、それぞれの役割、それから地域の状況というのも違いますので、その中でどういう形がいいかというのを検討していきたいと思っております。

大西委員

今、現状はいろいろ話していただけたけど、今後の対応は最後にちょっとだけ言われたような気がします。そういう状況を考えて、検討して対応するんだという、そこだけなんだろうと思うんですけども、熊谷政策監は、新聞の報道によりますと、最終報告の内容を分析し、県の取組に入っていないものがあれば、直ちに対応してもらいたいという指示を出したとなっております。この徳島県が今まで取り組んでなかったことっていうのは、多分、今私が言った二つは間違いなく入っていると。それ以外で、項目で結構です。どんな項目がこの最終報告には入っていて、県が今まで取り組んでなかった項目というのが何項目あって、大体どんな内容なのかというのを教えていただけますでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員のほうから、今回の最終報告を踏まえて、県ができていない対策というのを検証しているのかといったような御質問でございました。現在、報告書が出されて、熊谷政策監をトップに 5 月 28 日に地震防災の会議を開きまして、全庁に指示を出したところであります。それで、今回の報告書につきましては、かなり幅広い提言が示されております。海岸保全施設の整備、避難場所・避難施設・避難路の整備から始まりまして、防災教育、避難訓練、建物の耐震化や火災を発生させない事前対策、ライフライン・インフラの早期復旧、企業 B C P の策定など幅広いものが盛り込まれているところでございます。そういった中で現在、各部局に今回盛り込まれているもの、あるいは取り組んでいるもの、又は取り組んでいないものを十分検証するようにという指示をしておりますので、まだその検証はまとまっていないという状況でございます。

大西委員

まとまっていないんだったら、まとまっていないと言っていた方がいいと思います。私が今言ったように、熊谷政策監から指示が出ているということだから、今それを鋭意や

っておりますと言っていたら結構だと思います。政策監から指示が出て、まだ各関係部署で洗い出しをしているということなんですけども、これは防災の問題ですからできるだけ早めにやるべきでないのかなと。この防災対策の委員会で事前委員会があるということであれば、5月の末でまだそんなに時間がたってないといっても、質問もあるのかもしれないなと想定するのではないかなと思います。至急これはやっていただいて、付託のときにぜひとも私はお聞きしたいし、皆さん方も発表していただきたいなと思いますので、付託までにはこういうことをはっきりと言えるようにしていただきたいと思います。

この件につきましては何項目か質問して、御答弁を課長さんからいただきましたけども、最後に部長さん。今回の最終報告は、先ほど竹岡課長さんも唐突な感があるというふうにお答えされました、ある質問の中で。私もそう思います、同感です。三日分の食料備蓄を1週間分にしなければいけないというのが、どんな根拠があるのかということとかも示されてないのかなと思うんですが、そのまま文章だけで1週間分以上というふうに出てきて、なぜ1週間分以上必要なのかと。そういうふうなことを考えると、なぜ1週間分なのかなということであるとか、最終報告としては唐突な感じが否めないというのは私も思います。

ただ、それでも国の中央防災会議の作業部会、その部門では一番の専門家が集まってやっている議論で、そういう最終報告が出されたということについては、そういう唐突感があったとしても、現実に出たということですから、それに対してどう対応していくのか。中には、国が一つ一つ基準を作らないと、こんなん地方ではできませんよという声もあるような話も記事に載ってました。そうやってきたときに、徳島県としてはこの最終報告を前提にして、今後どういうふうに県の中でも検討するのか。そして、この最終報告をどうやって徳島県の中で実施できるようにしようとするのか。あるいは、これはできません、最終報告には出ているけども、徳島県ではできませんと。あるいは、これは国のほうでやるべきなんで、国が基準を作りなさいと、それで各47都道府県に連絡しなさいと。こういうようなさまざまな対応が必要になってくると思うんですね。それで部長としては、今私が例示したようなことを踏まえて、今後、危機管理部としてはどういうふうに対応されるのか、感想と決意を。また、速やかにやってもらいたいと私はと思いますが、そういうような時期的なものも含めてお答えいただきたいと思います。

三宅危機管理部長

今回の中央防災会議の最終報告につきまして、余りにも想定が巨大な中で、県としてあるいは市町村として、相当の覚悟を持って取り組まなければいけないんじゃないかというような内容の報告になっていると。正直、私のほうは今回の最終報告につきまして、この最悪の想定というのものは大変な状態であるし、それに対してどう対応していくかというのは大変危機感を持って見ております。

ただ、委員からの御質問で御答弁させていただいたように、今回の想定につきましてはかなり大まかな表現で書かれている段階でございまして、それがどういった条件の場合にそこまで想定すべきかっていう詳細については、表現がなされていないと思います。です

から、備蓄の 1 週間につきましても、なぜ 1 週間かっていうのは、この報告だけでは私どももなかなか読み取りづらいところがあるかと思っております。ただ、そういった超巨大な地震が発生したとしても、我々の地域が県民の方々の命を守り、そして行政としての役割を果たすためには、こうしたことも想定すべきであるという報告については、しっかりと我々も内容を十分精査して、できることからやっていかなければいけないという考えでございます。

そういったことで、今後これをどう検討するかですけれども、一つは、国におきましてはこれをたたき台として、国が南海トラフに対する対策の大綱というようなものも作っていく方向であるとお聞きしておりますので、今後の国の取組の方針といったものも十分注視してまいりたいと思いますし、県におきましても現在、各部にお願いしておりますけれども、今の対策として十分かどうかという検証も併せて行ってまいりたいと思います。ただ、最終的に県の姿勢といたしましては、本県の地域防災計画あるいは市町村の地域防災計画の中で取り組むべきものをしっかりと位置付けて、それを県民の方々に周知させていただき、県民、地域、行政が一体となって立ち向かっていくという形が、最終の姿だろうと思っておりますので、現在の段階では幅広く検討しながら、かつ本県にとって最も今やるべきことは何かというのを十分見極めていきたいという考えでございます。

大西委員

分かりました。現時点では基準作りも国がするんじゃないかということで、その情報を仕入れて、県としても対応したいと。あと、徳島県として本当に何をすべきかということも、この最終報告を踏まえて検討するということなんで、私も今日、質問させていただいたのは、本当に全く今までやってきたことと違う内容が発表されて、「ええ」という衝撃を受けたので、お聞きしたわけですけども、報告が出された限りにおいては、できるだけ危機管理部をはじめ全庁一丸となって、対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一つだけ、簡単にお答えいただきたいんですけど、国の予算の中で海部道路の調査費が付いたということで、これは徳島県を挙げて求めている命の道路ということで、非常に喜ぶべきことだと思います。ただ、読売新聞では、この区間が日和佐道路の終点の美波町から今回調査費が付いた牟岐町までの区間は外されているということなんです。今、日和佐道路が一部供用されてますよね。福井から日和佐まで来ていると。それで、今回調査費が付いたのは牟岐から県境までということになってきて、そこに空白の区間ができていようなイメージがあるんですけども、これについてはどうされるんですかね。そこがつながらなかつたら、それだけ大きな費用を掛けてやっても、全くとは言いませんけど、効果が半減するんじゃないかと思うんですよね。被災した方が高規格道路を使って阿南のほうに避難する、あるいは救援物資を高規格道路を使って被災地に届けるということができなくなるんですね、その区間がないと。だから、命の道ということ言えば、美波町から牟岐町までの区間は大事なんですけども、これはどう考えられていて、今後、県と

しては国に対してどんな働きかけをしていきたいのか、決意を述べていただきたいと思います。

新居高規格道路課長

海部道路の調査区間で空白となっておる所の対応についての御質問だと思います。委員御指摘のとおり、海部道路につきましては日和佐道路から県境まで約35キロメートルが残っております。その中で、今回調査の区間として認められましたのが、牟岐から高知県の一部、野根までということで、御指摘のとおり、日和佐道路から南、それから牟岐の間の約10キロメートル程度だと思いますけれども、残っておるような状況でございます。我々もなんで残ったのかなということで、ちょっと疑問には思うんですけども、多分、日和佐から牟岐の間を考えてみますと、かなり山間部ということで、寒葉峠とかいった峠もございまして、津波による浸水の被害がなかなか及びにくいということ、それから牟岐から南のほうにつきましては、特に現道の一般国道55号の浸水の割合が非常に高いということで、優先して調査区間ということで認められたものだと一応の理解をしておるようなところでございます。残された区間につきましても、やはり委員御指摘のとおり、道路はつながってこそ最大限に効果を発揮できるということで、引き続き国に対して調査の区間として認めていただけるようにということで、求めていきたいと考えております。

大西委員

道路局長である小林局長が国土交通省から来られてるんで、ぜひ御答弁いただきたいんですけど、この残った区間をつないでいただくのは、小林局長がすぐに手を打って、追加で次の補正では出してもらおうとか、そういうような使命があるんじゃないかと思えますけれども、どういうふうに思われますか、感想というか決意というか。徳島県の道路局長に就任されて、ぜひこういうことについては解消してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小林道路局長

状況につきましては、先ほど新居課長から説明したとおりで、優先度ということで、津波浸水の被害の危険度が高いほうからということで、長い延長区間のうちの一部を優先的に多分やられたというので、残っている所はミッシングリンクという意味で、やはり道路はつながってこそというふうに思っておりますので、引き続き調査区間に格上げしていただいて、一刻も早く8の字道路が全線開通できるように、精いっぱい努力していきたいと思っておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

古田委員

説明のございました「L1 津波対策」海岸施設等整備計画策定事業、四つの課で6,100万円の予算が組まれているんですけども、今回のこのL1 津波対策というのは、どうい

うものかというのを簡単にまずは御説明していただけたらと思います。

徳永河川振興課課長補佐

「L 1 津波対策」海岸施設等整備計画策定事業についての御質問でございますが、L 1 津波といいますのは、本県で 100 年から 150 年の頻度で発生する津波を L 1 といいまして、それに対する海岸保全施設を整備するための根拠となる設計津波水位というのを 3 月 29 日に公表しております。この設計津波水位に対します具体的な海岸保全施設の整備内容等を今回の補正予算で提案させていただいた事業によって、具体的な整備内容を定めた海岸保全基本計画等の策定のために使いたいと考えております。

古田委員

この例としては、堤防高が不足する箇所の解消、それから地盤沈下のおそれのある箇所の解消というふうなことが書かれているんですけども、先ほどの説明では、設計津波の水位に対して高さが不足している施設延長が 51.8 キロメートル、それから避難時間の確保に必要な高さに対して高さが不足している施設延長が 12.9 キロメートルというふうなことで出されているんですけども、堤防高のかさ上げだけでなく、その他の対策も実施していられると思います。

以前に 3.11 の東日本大震災を受けて、陸こうとか水門、樋門など出かけていって、操作していて亡くなられたという方もおいでますし、それからそれに対しては自動化とか電動化といった対策も執るようというふうなことも言われていると思います。現在、堤防のほうの話は先ほどの報告であったんですけども、陸こうとか水門、樋門はどのくらいあって、今どのような整備が進んでいるのか。この L 1 津波対策としても更に進めていけないと思うんですけども、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

片岡防災減災担当室長

現在、平成 24 年の 10 月 31 日に公表されました津波浸水想定区域内の水門、陸こう、樋門の数でございますが、県土整備部で管理しております基数が 1,095 基でございます。そのうち常時閉鎖しておりますのが 453 基でございます。操作対象になっている施設が 642 基でございます。これは L 2 の津波に対する基数ということでございまして、L 1 津波に対する基数はこの基数とはまた別でございます。

西沢委員長

L 1 は数値は出ないんですか。

徳永河川振興課課長補佐

L 1 津波に対して操作をしなければならない水門、樋門、陸こう等の数でございますが、L 1 津波水位というのは海岸線における防御すべき高さということで、海岸線での高さを

出したものでして、どこまで浸水するかというのは算出していませんので、その数については分かりかねます。

古田委員

L 1 対策としては、この水門、樋門とか陸こうとかいうのは入らないということですか。堤防高等とありますけども、ここで 6,100 万円の予算を掛けて行うというのは、限られたものなんですか。そこら辺りはいかがですか。

片岡防災減災担当室長

ただいま申しましたとおり、L 2 津波に対する浸水想定区域というのが示されておりました、その中にある陸こう、水門、樋門、これの数が先ほど申しましたとおりです。それに対しまして、L 1 津波というのは堤防を整備するための基準の水位ということでございますので、樋門、陸こうの操作に当たっての基準となるのは、L 2 の中にどれだけの操作を要する樋門があるかという観点でございます。L 1 については堤防整備ですから、あくまで津波の水位を決めまして、今後どれだけの堤防整備が必要かというところの指標になるものでございます。

古田委員

分かりました。だけど、その自動化とか電動化を進めようという方向は同じだと思しますので、今、このそれぞれ管理をしている所で、どのくらいそういった方向、電動化などが進められているのか、自動化の計画はあるのか、そういったところはいかがでしょうか。

船越水産課長

現在、農林水産部が所管しております水門、樋門、陸こうの数は 483 となっております。まず、陸こうにつきましては、現在、常時閉鎖を推進するために、近隣住民の方たちが利用する陸こうにつきまして、陸こうに、開けたら閉めるとの啓発ステッカーの貼付を進めるなど、利用後の確実な閉鎖についての周知を進めているところでございます。また、利用頻度の少ない陸こうにつきましては、関係者と協議を行いまして、統廃合を進めるなどすることとしております。さらに、常時、漁業活動に利用されており、常時閉鎖が困難な陸こうのうち、大型で閉鎖に労力や時間を要する陸こうにつきましては、閉鎖していただく操作人の安全確保や閉鎖作業の効率化、省力化等を図るため、今後も電動化などを進めていくこととしております。

次に、水門につきましては、現在、農林水産部で所管するのは 3 基ございますが、3 基とも電動化はしております。なお、今後、水門の改修などの整備につきましては、現在のところは予定はございません。さらに、樋門につきましては、現在、電動化されている物は 7 基でございますが、今後、老朽化等によります改修時期に合わせまして、利用状況や形状に応じまして、電動化等の検討を行うこととしております。

徳永河川振興課課長補佐

河川振興課所管の水門、樋門、陸こうというのは、津波の影響範囲に 411 基ございます。大型の水門、樋門についての電動化というのは大体できているんですけども、小規模な樋門について、操作時間を短縮するための構造変更ですとか、規模によってはフラップゲートという自動開閉式の物に変えるといったようなものを進めております。それから、陸こうにつきましても関係者との協議、調整等を行って、利用頻度が少ないですとか、開口部が近くにあるとかいった物については、できるだけ統合化をしていくということで進めております。

中西運輸政策課副課長

運輸政策課所管の陸こう、樋門についてお答えいたします。現在、運輸政策課で所管いたしております陸こうは 24 年度末現在で 495 基となっております。そのうち電動化をしております物が 11 基となっております。引き続き 37 基の電動化を計画いたしております。また樋門につきましては、電動化を完了しております物が 45 基、自動化というのがフラップゲートという形式になりますけれども、この自動化の物が 75 基となっております。

古田委員

水産課の課長さんのほうから御報告いただいて、農業基盤課の分も含まれていると……（「合わせてです」と言う者あり）合わせてですね。分かりました。前に陸こうを見せてもらったこともあるんですけども、閉めようにもなかなか閉まらないとかいうふうなこともありますので、やっぱり電動化、それから自動化という方向が、お金は掛かりますけれども、県民の命、安全を守るという点では、ぜひ今後も進めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど中央防災会議のワーキンググループでの最終報告のお話がありましたけれども、県の取組に入っていないものについては、直ちに対応するようにという政策監のそういうお話があったということです。ぜひ早く進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。その中で、公共施設等の耐震化ということでいろいろたわれております。庁舎、学校、医療施設、公民館、駅等さまざまな応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、その促進を図る必要があると。さらに、これらの施設の大規模空間の天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策を推進する必要があるというふうなことが、この中でうたわれているんですけども、そのことについて少しお伺いしたいと思います。毎年 4 月 1 日付けで全国の幼小中高、特別支援学校などの耐震化率、それから耐震診断実施率などが集計されていると思うんですけども、平成 25 年 4 月 1 日付けというのはもう結果として出ているのでしょうか。まずお伺いしたいと思います。

植村施設整備課長

学校施設の耐震化についての御質問でございますが、平成25年4月1日現在の耐震化率は今現在、調査、精査中でございます。この調査が終わりましたら、発表が文部科学省から来ますのが大体7月、8月ぐらいになると思います。現在のところ、まだ正式な率については出ておりません。

古田委員

昨年の4月1日の耐震化率とか耐震診断実施率というのが、既に発表されて出ているんですけど、その中で特別支援学校の耐震診断実施率というのが、全国でも58.3パーセントということで47位で、ずっと低迷して、この3年間変わらないんですけども、これは盲学校、聾学校の統合に関わることなんでしょうか。

植村施設整備課長

特別支援学校の耐震化率が低いということでございますが、特別支援学校につきましては現在改築中の盲・聾学校がございまして、あと残りが池田支援学校の美馬分校がございまして。その3校につきましては全部、耐震化工事中でございますが、もう既に改築耐震補強をやるということで、耐震診断率は低うございますが、今の3校につきましては工事中ということで、これも今年度中に工事が終わるということで、耐震診断率は低うございますが、今現在、もう既に耐震化をやっておりますので、特に問題はないかと思います。

古田委員

今年度末には100パーセントに耐震化率も上がるということですね。

それと、5月12日付けで公立校のつり天井の撤去も含めて対策を執るようというふうなことで、国からの通知は月内にそれぞれの都道府県に送るということになっておりますけれども、これに該当する徳島県のつり天井は何棟あるのか、その対策はどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

植村施設整備課長

徳島県内の学校施設におけるつり天井についての御質問でございますが、つり天井といいましても、その対象となる規模がございまして、国土交通省の天井落下対策の対象となるつり天井が、天井の高さが6メートル以上かつ面積が200平方メートル以上という規模が示されておまして、現在、県内公立学校につきましては、小学校におきましては14棟、中学校におきましては7棟、あと高等学校については2棟ございます。

県立学校につきましては体育館のほとんどの天井はつり天井ではございません。屋根材にそのまま断熱材などを付けておまして、いわゆるつり天井ではございません。ただ、つり天井以外の天井材も落下する場合もございますので、県立学校避難所施設強化充実事業として今現在、対策を進めております。昨年度までに7校につきまして、天井材の下に

ネットを張る工事を実施しておりまして、今後も順次、天井材落下防止対策工事を進めていく予定でございます。市町村立学校におきましては、市町村に対して機会あるごとに助言、指導に努めておりまして、またその対策工事につきましては国の補助制度もございますので、その周知に努めておる最中でございます。

古田委員

天井の高さが 6 メートル以上、面積が 200 平方メートル以上という物に対して対策をなさいということなんですけれども、それ以下の物だって、東日本大震災では天井の落下が 1,636 件発生したというふうなことで、大きな被害も出たわけですので、そういった小さい規模の物も、やっぱり調べて対策は執るべきだというふうに思うんですけれども、その点はどのようにお考えですか。

植村施設整備課長

今おっしゃいました天井が 6 メートル以下、面積が小さい物につきましても対策を執るべきではないかという御質問でございますが、国から示されております規模以下につきましては、被害がないということはないと思いますけど、もしも落下があった場合に危険がある物、大きな物から対策をしていくということでございますので、これからそれ以下の物につきましても、注意しながら進めてまいりたいと思います。

古田委員

最後に、最近大変、米軍機の低空飛行が頻繁に行われて、ドクターヘリや防災ヘリに対しても全然、飛行時間やルートも示されないものですから、影響がある可能性があるというふうなことで、経営戦略部長さんの名前でこのたび要請書を送られたんですけれども、病院局や防災ヘリを担当する部局からもぜひそれは声を上げていただきたいというふうに思うんですけれども、総務課が米軍機やオスプレイの飛行に対してはそうですけれども、それぞれの部局から、影響がある可能性があるわけですので、声を上げていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

田中医療政策課長

今、オスプレイの飛行とドクターヘリの運航に当たっての支障の話がございました。現時点におきましては、中国四国防衛局のほうからオスプレイに関する情報の連絡というのが、総務課を通じて医療政策課に入ってくるということになっております。私どもといたしましては直ちに、県立中央病院の運航管理室というのがございますけれども、そこに連絡する体制を取っているところでございます。また、休日につきましても総務課に連絡が入りましたら、電子メール等で県立中央病院のほうに連絡が入るといった体制を整えておるところでございます。今後ともドクターヘリが訓練ルートの付近を飛行するときには、十分な注意を払いながら運航していくということに努めてまいりたいと考えております。

野々瀬消防保安課長

ただいまドクターヘリの運航の安全対策についてお答えがございましたが、私どもも防災ヘリうずしおに関しまして、同じく総務課から中国四国防衛局を通じたオスプレイの情報があった場合は、航空隊事務所のほうにしっかり伝えまして、当然、航空法にのっとった安全運航にいつも努めておるところでございますが、注意を払うようにということで対策を執っております。

古田委員

そういう連絡があったときに注意を払うというふうな姿勢でなくて、それぞれ運航して、責任を持ってそういうことをされている部からも、ぜひ声を上げてくださいと言っているわけです。それと大阪市の橋下市長が八尾空港にオスプレイ配備やいうことで、受け入れてよろしいよやいうことを言ってますけれども、八尾空港に置くということになりましたら、今のオレンジルートだけじゃありませんよ。徳島市内も飛び交うことは必至ですし、八尾空港自体、私は前に視察に行きましたけれども、大変、住宅密集地の中にあるわけで、そういう所に持ってきてよろしいやいうこと自体が、私は問題だと思うんです。ですから、それぞれの部からぜひ声を上げていただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

西沢委員長

小休いたします。（12時08分）

西沢委員長

再開いたします。（12時08分）

古田委員

お答えができないということですが、これはそういうことを言って、安倍首相も検討しますやいうて答弁するようなんでは困りますので、それぞれのドクターヘリや防災ヘリの運航を責任を持って行っている部署からも、好き勝手に飛び交ったら困るんだという声はぜひ上げていただきたいとお願いをして、終わります。

西沢委員長

さっき海部道路の話が出たんで、これだけちょっと確認します。日和佐から牟岐が抜けとるという話でございますけれども、牟岐のバイパスはどうなんかな。ころころ変わってるんで分かんないやけど、一応、牟岐はバイパス道路やりかけております。用地交渉はまだしてますけども、病院の敷地にも絡んで、なってますけども、一つは北の入り口が今、前回のいちばん小さい津波でも漬かる所から侵入するようになっております。先ほど、道

路が大体、山の中を通って高いという話がありましたけれども、そういう所ばかりではございません。完全に潰かる所もございます。そういう所をどうするんかは、今後、国のほうはちゃんと検討していただいているのか、もう放つとかれるんか。そこら辺りが検討してくれてるんだったら、その間は猶予しなきゃいかんかなと思うんですけれども、そこら辺りはどんなんですか、国のほうは。

新居高規格道路課長

牟岐バイパスの起点の浸水区域の計画についての御質問でございます。新たな津波想定が出まして、それを直ちに国のほうに届けまして、浸水しないようにということで申し入れも行っております。それで、国のほうもその区域につきましては計画を見直さないかなということで、現在、作業を進めていただいておりますという認識でございます。

西沢委員長

ということは、日和佐から牟岐は抜けとるというだけでなく、今やりかけてる牟岐バイパスの中で変更がされる可能性が十分にあるということですね。今、検討してくれてるということはね。あわせて牟岐から日和佐の間もよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月26日から8月28日までの三日間の日程で実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案ください。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。（12時12分）